

京都大学立看板規程第 7 条の北部祭典及び教育学部祭への適用について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018 年 5 月 18 日）

京都大学立看板規程第 7 条の 11 月祭に関する規定を北部祭典及び教育学部祭についても適用されますよう、要望いたします。

【回答】（回答日：2018 年 6 月 8 日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご要望については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、北部祭典及び教育学部祭における模擬店その他の催しに伴って設置される立看板については、規程第 11 条に基づき、当該敷地を管理する部局の長が設置を認めることができる旨の規定を設けています。